⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
　提出期間：平成21年12月15日（火）午後４時まで
　提出場所：上記⑴に同じ。
　提出方法：本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、郵送(簡易書留に限る。)すること。
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
　提出期間：平成22年２月８日（月）午後４時まで
　提出場所：上記⑴に同じ。
　提出方法：郵送（簡易書留に限る。)すること。
　なお、提出期間内に必着することとし、上記⑴の担当部署の関東支社調達契約課へ、簡易書留の親展扱いにて郵送すること。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要
　落札者は、落札決定後10日以内（休日を含む）に、契約金額（税込）の10分の１以上に相当する契約保証等の証書を提出することとする。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額（税込）の10分の３以上に相当する金額とする。
　ただし、金融機関等の保証または公共工事履行保証（金銭保証に限る）を受けること、もしくは履行保証保険契約を締結することに限る。
⑶　契約書作成の要否　要
　契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には、電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。
⑷　前金払の有無　有
　本契約の相手方は、請負契約書第34条第１項に基づき前金払の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の設計業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑺　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。
　なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知日は平成21年12月24日を予定している。
⑻　技術提案書のヒアリングを行う。
⑼　詳細は説明書による。
７　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design of Tokyo-Gaikan Expressway MISATO junction G' rampway southern area Bridge
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 15 December 2009
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 8 February 2010
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shin-ichi Ishikawa, Director General of Kanto Regional HeadOffice, East Nippon Expressway Company Limited
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Masanori Kagata, Assistant Manager of a procurement & contact division, engineering, technology & procurement department, Kanto regional head office, East Nippon expressway Company Limited 1―10―14, Kitaueno, Taitouku, Tokyo, Japan, 110―0014 TEL : 03―5828―8356 FAX : 03―5828―8193

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局函館開発建設部が発注する一般国道278号函館市新豊崎トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 21 年 11 月 16 日
北海道開発局長　関　　克己
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
１　工事名　一般国道278号函館市新豊崎トンネル工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　北海道函館市
３　工事内容　工事延長：Ｌ＝680.0m、トンネル延長：Ｌ＝538.0m、内空断面積：Ａ＝76.5㎡、掘削工：Ｌ＝526.0m、覆工：Ｌ＝526.0m、トンネル補助工：１式、仮設工：Ｎ＝１式、土工（掘削）：Ｖ＝約3,600㎥、法面工(補強土壁)：Ａ＝約180.0㎡、工法：ＮＡＴＭ
４　工事区分　一般土木
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成21年11月16日から平成21年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。)。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　代表者は、平成６年度以降に、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、㋐及び㋑は同一工事でなくても良い。
㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積70㎡以上かつ施工延長400m以上のトンネル工事であること。
㋑　凍結対策を伴ったトンネル工事であること。
　ただし、代表者以外の構成員については、平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
　なお、いずれも当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。